

グリーンドーム前橋等運営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 グリーンドーム前橋等の運営に関して、将来に渡って安定的に収益を計上し一般会計への繰出しを確保するための手法を適正かつ公平・公正に検証するために、グリーンドーム前橋等運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、民間活力の導入も含め安定的な収益を確保できる運営手法を検証し、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、グリーンドーム前橋等の有効な運営手法に関して優れた見識を持つもの等のうちから市長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、初回会議の日から第2条の規定による報告の日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、検討の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、本市が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(事務局)

第9条 審査委員会の事務局は、産業経済部公営事業課に設置する事務局により実施する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。